**６．相談、紛争解決窓口**

　　差別と思われる行為が発生し、当事者間の話し合いで解決しない場合の解決手段には、行政等の相談窓口への相談、裁判外紛争解決手続（ＡＤＲ）のあっせん・調停の申し立て、訴訟提起などがあります。ここでは、大阪府内における主な相談窓口や裁判外紛争解決機関を紹介します。

**（１）相談窓口**

|  |
| --- |
| **① 大阪府人権相談窓口** |
| [**http://www.jinken-osaka.jp/consult/window.html**](http://www.jinken-osaka.jp/consult/window.html)大阪府は、委託により、専門の相談員による「大阪府人権相談窓口」を開設しています。この相談窓口では、府民の皆様からの人権に関する相談を受け、その課題に 応じた情報の提供や相談機関の紹介を行っています。なお、開設時間等は変更になることがあります。

|  |
| --- |
| 相談方法 |
| 電話 | ０６－６５８１－８６３４ または ０６－６５８１－８６３５ |
| 面接 | 上記電話番号に連絡していただき、ご予約ください。 |
| メール | so-dan@jinken-osaka.jp |
| 手紙 | 〒５５２－０００１大阪市港区波除４－１－３７　ＨＲＣビル８階一般財団法人　大阪府人権協会 |
| ファックス | ０６－６５８１－８６１４ |

【開設時間】　◇平日相談：月曜日から金曜日（祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く）　　　　　　　9時30分から17時30分　◇夜間相談：火曜日（祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く）　　　　　　　17時30分から20時　◇休日相談：毎月第4日曜日　　　　　　　9時30分から17時30分 |

|  |
| --- |
| **② 大阪府インターネット誹謗中傷・トラブル相談窓口「ネットハーモニー」** |
| [**https://net-harmony.pref.osaka.lg.jp/**](https://net-harmony.pref.osaka.lg.jp/)大阪府は、委託により、インターネット上の誹謗中傷やトラブルに関して幅広く相談を受け付ける専門相談窓口「ネットハーモニー」を開設しています。

|  |
| --- |
| 相談方法 |
| 電話 | ０６－６７６０－４０１３ |
| LINE | LINE相談はこちらから |
| FAX | ０６―６７６０―４０１４ |

【開設時間】　◇月曜日から土曜日　　 16時から22時　◇毎月第２日曜日 　　 13時から18時　　(祝日及び年末年始を除く。また、相談受付は終了時刻の30分前まで) |

|  |
| --- |
| **③ 市町村人権相談窓口** |
| [**http://www.pref.osaka.lg.jp/jinkenyogo/soudanmadoguchi/soudan-sichouson.html**](http://www.pref.osaka.lg.jp/jinkenyogo/soudanmadoguchi/soudan-sichouson.html)府内の市町村では、暮らしの中で起こる様々な人権問題に関する相談窓口を開設しています。**《政令指定都市》**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 機関名 | 電話番号 | 開設日・開設時間 |
| 大阪市 | 人権啓発・相談センター | 06-6532-7830 | 月～金：9時～21時日・祝：9時～17時30分(土・年末年始は除く) |
| 堺市 | 人権相談ダイヤル（人権推進課） | 072-228-7364 | 月～金　9時～12時　　　13時～16時30分(祝日・年末年始を除く)LGBTQなど性の多様性に関する相談を含む |
| 人権ふれあいセンター | 072-245-2530 | 火～日 ９時～17時30分(年末年始を除く)※月曜日が祝休日の場合は開設 |

**《豊能》**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 機関名 | 電話番号 | 開設日・開設時間 |
| 豊中市 | 一般財団法人とよなか 人権文化まちづくり協会 | 06-4865-3655 | 月～金（祝日・年末年始を除く） 9時～17時 |
| 池田市 | 池田市人権協会 | 072-752-8226 | 月～金：9時～17時 |
| 箕面市 | 人権施策室 | 072-724-6720 | 月～金：8時45分～17時15分 |
| 萱野中央人権文化センター | 072-722-7400 | 火～日：9時～17時※祝日も相談可 |
| 桜ヶ丘人権文化センター | 072-721-4800 | 火～日：9時～17時※祝日も相談可 |
| 豊能町 | 住民人権課 | 072-739-3402 | 月～金：9時～17時30分 |
| 能勢町 | 総務課 | 072-734-0001 | 月～金：8時30分～17時 |

**《三島》**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 機関名 | 電話番号 | 開設日・開設時間 |
| 吹田市 | 人権政策室 | 06-6384-1513 | 月～金：9時～17時30分 |
| 一般社団法人吹田市きしべ地域人権協会(交流活動館内) | 06-6388-5504 | 月～金：9時～17時30分（祝日除く） |
| 高槻市 | 人権110番(人権・男女共同参画課) | 072-674-7110 | 月～金：8時45分～12時、13時～17時15分(祝日、年末年始を除く) |
| 茨木市 | 人権・男女共生課 | 072-622-6613 | 月～金：9時～17時 |
| 摂津市 | 人権協会 | 06-6383-1011 | 月～金：10時～16時 |
| 島本町 | 島本町人権まちづくり協会 | 075-961-7830 | 月・水・木：９時～12時※第２木曜日：17時～20時(予約が必要)(祝日、年末年始を除く) |

 |
| **《北河内》**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 機関名 | 電話番号 | 開設日・開設時間 |
| 守口市 | 人権室 | 06-6992-1512 | 月・水・金：9時～12時木：13時～16時＜電話相談＞第2・第4金曜日：17時～20時 |
| 枚方市 | 特定非営利活動法人枚方人権まちづくり協会 | 072-844-8788 | 月・水・木・金：9時～17時30分（第１水曜、第４木曜は12時45分～17時30分）火：12時45分～20時 |
| 寝屋川市 | 人権・男女共同参画課 | 072-825-2168 | 月～金：9時～17時30分 |
| 大東市 | 人権室 | 072-870-9063 | 月～金：9時～17時30分 |
| 特定非営利活動法人ほうじょう(北条人権文化センター) | 072-876-2560 | 月・水・木：9時～17時30分火・金：9時～20時30分 |
| 特定非営利活動法人大東野崎人権協会(野崎人権文化センター内) | 072-879-8810 | 火・水・木：９時～18時月・金：9時～20時第１・第３土曜日：９時～18時 |
| 門真市 | 人権協会(人権市民相談課内) | 06-6902-6079 | 月～金：9時30分～17時30分 |
| 四條畷市 | 四條畷市人権協会 | 072-803-7355 | 月～金：10時～16時グリーンホール田原(田原支所)でも相談可＜夜間電話相談＞月：17時～21時 |
| 交野市 | 人権と暮らしの相談課 | 072-817-0997 | 月・水・金：13時～15時 |

**《中河内》**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 機関名 | 電話番号 | 開設日・開設時間 |
| 八尾市 | 人権政策課 | 072-924-3830 | 月～金：8時45分～17時15分 |
| 柏原市 | 人権推進課 | 072-972-6100 | 月～金：9時～17時 |
| 東大阪市 | 荒本人権文化センター | 06-6788-7424 | 月～金：9時～17時 |
| 長瀬人権文化センター | 06-6720-1701 | 月～金：9時～17時 |

 |
| **《南河内》**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 機関名 | 電話番号 | 開設日・開設時間 |
| 富田林市 | 人権・市民協働課 | 0721-25-1000 | 月～金：9時～17時30分 |
| 河内長野市 | 人権推進課 | 0721-53-1111 | 月～金：9時～17時30分 |
| 松原市 | 人権交流室 | 072-337-3101 | 月～金：9時～17時30分 |
| 人権交流センター | 072-332-5705 | 月～金：9時～17時30分 |
| 羽曳野市 | 人権推進課 | 072-958-1111 | 月～金：9時～17時30分 |
| 藤井寺市 | 協働人権課 | 072-939-1059 | 月～金：9時～17時30分 |
| 大阪狭山市 | 市民生活部市民相談・　人権啓発グループ | 072-366-0011 | 月～金：9時～17時30分 |
| 太子町 | 住民人権課 | 0721-98-5515 | 月～金：9時～17時 |
| 河南町 | 人権男女共同社会室 | 0721-93-2500 | 月～金：9時～17時 |
| 千早赤阪村 | 住民課 | 0721-72-0081 | 月～金：9時～17時 |

**《泉北》**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 機関名 | 電話番号 | 開設日・開設時間 |
| 泉大津市 | 人権くらしの相談課 | 0725-33-1131 | 月～金：9時～17時 |
| 和泉市 | 人権・男女参画室 | 0725-99-8115 | 第1・3月：13時30分～15時30分(祝日、年末年始を除く) |
| 相談専門ダイヤル（人権文化センター） | 0725-30-4151 | 月～金：９時～17時15分(祝日、年末年始を除く) |
| 高石市 | 人権推進課  | 072-275-6279 | 月～金：9時～17時30分 |
| 忠岡町 | 企画人権課 | 0725-22-1122 | 月～金：9時～17時30分 |

**《泉南》**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 機関名 | 電話番号 | 開設日・開設時間 |
| 岸和田市 | 人権・男女共同参画課 | 072-429-9833 | 火～土：9時～17時 |
| 貝塚市 | 人権政策課  | 072-433-7160 | 月～金：8時45分～17時15分 |
| 泉佐野市 | 人権推進課  | 072-463-1212 | 月～金：8時45分～17時15分 |
| 泉南市 | 人権推進課  | 072-480-2855 | 月～金：9時～17時30分 |
| 一般社団法人泉南市人権協会 | 072-485-1401 | 月～土：9時～17時30分(土曜日は要予約) |
| 阪南市 | 人権推進課 | 072-489-4505 | 月～金：8時45分～17時15分 |
| 熊取町 | 人権・女性活躍推進課 | 072-452-1004 | 月～金：9時～17時30分(祝日、年末年始は除く) |
| 田尻町 | 企画人権課  | 072-466-5019 | 月～金：9時～17時 |
| 岬町 | 人権推進課  | 072-492-2773 | 月～金：9時～17時30分 |
| 岬町人権協会（多奈川事務所） | 072-492-3270 | 火・木(祝日は除く)9時～16時(12時～13時は除く) |
| 岬町人権協会（淡輪事務所） | 072-494-1508 | 月・水・金(祝日は除く)9時～16時(12時～13時は除く) |

 |

|  |
| --- |
| **④ 大阪法務局** |
| [**https://houmukyoku.moj.go.jp/osaka/category\_00009.html**](https://houmukyoku.moj.go.jp/osaka/category_00009.html)大阪法務局では、人権相談を行っており、人権擁護委員や法務局職員が相談に　 応じています。人権相談の開設場所は、法務局のほか、市町村などでも臨時に開設（特設相談所）されています。**相談窓口**（月曜日から金曜日（休日を除く）：8時30分から17時15分）

|  |  |
| --- | --- |
| 大阪法務局 | 所在：大阪市中央区大手前３丁目1番41号　　　大手前合同庁舎電話：０６－６９４２－９４９６交通：大阪メトロ谷町線・中央線「谷町四丁目」駅下車１番B出口徒歩２分 |
| 大阪法務局北大阪支局 | 所在：茨木市中村町1番35号電話：０７２－６３８－９４４４交通：阪急電鉄「茨木市」駅下車　徒歩6分 |
| 大阪法務局東大阪支局 | 所在：東大阪市高井田元町2丁目8番10号　　　東大阪法務合同庁舎電話：０６－６７８２－５４１３交通：近鉄奈良線「河内永和」駅下車　徒歩5分JRおおさか東線「JR河内永和」駅下車　徒歩6分 |
| 大阪法務局堺支局 | 所在：堺市堺区南瓦町2番29号　堺地方合同庁舎電話：０７２－２２１－２７５６交通：南海高野線「堺東」駅下車　徒歩7分 |
| 大阪法務局富田林支局 | 所在：富田林市甲田1丁目7番2号電話：０７２１－２３－２４３２交通：近鉄長野線「富田林西口」駅下車　徒歩7分 |
| 大阪法務局岸和田支局 | 所在：岸和田市上野町東24番10号電話：０７２－４３８－６５０１交通：南海本線「和泉大宮」駅下車　徒歩5分 |

**特設相談所**大阪法務局のウェブサイト（上記）をご覧ください。 |
| **⑤ 大阪府外国人情報コーナー** |
| [**https://www.ofix.or.jp/life/japanese/**](https://www.ofix.or.jp/life/japanese/)公益財団法人大阪府国際交流財団（ＯＦＩＸ）では、外国人の方が安心して　　　暮らせるように、多言語で、生活関連情報を含め他幅広い情報提供や、相談に　　　応じる「大阪府外国人情報コーナー」を開設しています。

|  |  |
| --- | --- |
| 相談方法 | 相談方法等 |
| 電話 | ０６－６９４１－２２９７※対応言語：英語、中国語、韓国･朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、フィリピン語、タイ語、インドネシア語、　ネパール語、ウクライナ語、ロシア語、日本語 |
| メール | jouhou-c@ofix.or.jp※対応言語：英語、日本語 |
| ファックス | ０６－６９６６－２４０１※対応言語：英語、日本語 |

【開設時間】　月・金曜日（祝日・年末年始を除く）：9時～20時　火・水・木曜日（祝日・年末年始を除く）：9時～17時30分　第2・4日曜日：13時～17時【専門相談】①行政書士による相談偶数月第２日曜日：13時30分～16時30分（原則予約制）②弁護士による相談毎月第４日曜日（年末を除く）：13時30分～16時30分（原則予約制）③大阪出入国在留管理局職員による相談　　毎月平日１回：13時30分～17時（原則予約制）④大阪府労働相談センター相談員による相談　　毎月第１・３月曜日：13時30分～17時15分（原則予約制） |

|  |
| --- |
| ⑥ ドーンセンター（大阪府立男女共同参画・青少年センター） |
| （女性相談）[**http://www.dawncenter.jp/jigyo/support.html**](http://www.dawncenter.jp/jigyo/support.html)（男性のための電話相談）[**https://www.dawncenter.jp/thema/malehotline.pdf**](https://www.dawncenter.jp/thema/malehotline.pdf)女性が直面している様々な問題について、相談カウンセリングの実施等を通じ、必要な援助と解決のためのサポートを行っています。　また、男性のための電話相談を開設し、夫婦、パートナー、親子関係、生き方、職場の人間関係のことなど、専門の男性相談員が電話による相談に応じています。 |
|

|  |
| --- |
| 相談方法等 |
| 女性面接相談（予約制） | ０６－６９１０－８５８８（問合せ、面接予約） |
| 女性電話相談 | ０６－６９３７－７８００（相談専用） |
| 女性弁護士による法律相談（予約制） | ０６－６９１０－８５８８（問合せ、相談予約） |
| 男性のための電話相談 | ０６－６９１０－６５９６（相談専用） |
| 女性のためのSNS相談 |  |

【開設時間】◇女性面接相談（予約制・女性心理カウンセラーが対応（50分間））

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 開設日 | 面接予約・受付時間 | 面接相談時間 |
| 火曜日～金曜日 | 13時30分～18時18時45分～21時 | 17時～21時 |
| 土曜日・日曜日 | 9時30分～13時13時45分～18時 | 10時～18時 |

　　　※祝日（土・日を除く）・年末年始を除く◇女性電話相談（女性相談員が対応）

|  |  |
| --- | --- |
| 開設日 | 受付時間 |
| 火曜日～金曜日 | 16時～20時 |
| 土曜日・日曜日 | 10時～16時 |

　　※祝日（土・日を除く）・年末年始を除く◇女性のためのSNS相談

|  |  |
| --- | --- |
| 開設日 | 利用時間 |
| 第１～４火曜日 | 12時～18時 |
| 第１、３土曜日 | 10時～15時 |

　※祝日（土・日を除く）・年末年始を除く◇女性弁護士による法律相談（予約制・女性弁護士が対応（30分間））　　(1) DV被害・性暴力被害に悩む女性のための相談 (2) 女性のための相談

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 開設日 | 相談予約・受付時間 | 面接相談時間 |
| (1) | 第３木曜日 | 火曜日～金曜日13時30分～18時18時45分～21時土曜日・日曜日9時30分～13時13時45分～18時 | 14時～16時 |
| (2) | 偶数月第４木曜日 |

　　　※祝日（土・日を除く）・年末年始を除く 　※相談（開設）日が祝日の場合、他の週に振り替え　◇男性のための電話相談（男性相談員が対応）

|  |  |
| --- | --- |
| 開設日 | 相談時間 |
| 第2、3土曜日 | 11時～15時 |
| 第1、4水曜日 | 16時～20時 |

　　　※年末年始を除く。 ※相談（開設）日が祝日の場合、他の週に振り替え |

|  |
| --- |
| **⑦ 大阪府女性相談センター** |
| [**http://www.pref.osaka.lg.jp/joseisodan/shokai.html**](http://www.pref.osaka.lg.jp/joseisodan/shokai.html)配偶者・恋人などからの暴力の相談や女性相談（ストーカー被害、夫婦・家庭内のトラブル、対人関係の悩みなど）をお受けしています（電話相談及び来所相談）。また、必要に応じて緊急一時保護や婦人保護施設への入所等、自立に向けた支援を行っています。

|  |
| --- |
| 相談方法 |
| 電話相談 | ０６－６９４９－６０２２ または ０６－６９４６－７８９０ |
| FAX相談 | ０６－６９４０－００７５ |
| 面接相談 | 上記電話番号に連絡していただき、できるだけご予約ください。 |

【開設時間】　平日　：9時～20時土・日：9時～17時（祝日・年末年始を除く）　※　ＤＶ相談は、年間を通じて24時間（電話）０６－６９４６－７８９０、　　（ＦＡＸ）０６－６９４０－００７５　で相談できます。 |

|  |
| --- |
| **⑧ 大阪府立母子・父子福祉センター** |
| [**http://www.osakafu-boshiren.jp/**](http://www.osakafu-boshiren.jp/)府内（大阪市、堺市、豊中市を除く）の母子家庭・父子家庭・寡婦の方を対象に、自立を支援するための就業相談及び職業紹介や生活相談をはじめ、弁護士や専門員による法律相談等を実施しています。（注：お住まいの地域によっては、相談窓口が異なる場合がありますが、お気軽に下記までお問合せください。）

|  |
| --- |
| 相談方法等 |
| 電話 | ０６－６７４８－０２６３ |

【開設時間】　◇ひとり親家庭相談　　月曜日～土曜日：10時～16時（随時）　◇法律相談　　毎月第2土曜日と奇数月第4木曜日：13時～15時（要予約）　◇養育費相談　　月曜日～土曜日：10時～15時　◇就業相談・職業紹介　　月曜日～土曜日：10時～16時（要予約） |

|  |
| --- |
| ⑨**社会福祉法人 大阪児童福祉事業協会 アフターケア事業部（大阪府）** |
| [**http://www.soramamail.or.jp/about/soudan.html**](http://www.soramamail.or.jp/about/soudan.html)児童養護施設等を退所した子どもが施設退所後社会で自立生活ができるように、生活や就業に関する相談に応じるとともに、居場所支援としてフリールームの提供や就労先の開拓などのフォローアップを行っています。

|  |
| --- |
| 相談方法等 |
| 電　話 | ０６－６７６５－３４００ |
| メール | info@soramamail.or.jp |

【開設時間】　月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）：10時～17時 |

|  |
| --- |
| ⑩**大阪難病相談支援センター（大阪府）** |
| **https://www.nanbyo.osaka/**電話・面接などによる難病患者の療養や就労・日常生活上の個別・具体的な相談および支援などを行っています。

|  |
| --- |
| 相談方法等 |
| 電　話 | ０６－６９２６－４５５３ |
| メール | inform@nanbyo.osaka |
| ファックス | ０６－６９２６－４５５４ |

【開設時間】　月曜日～金曜日（土日祝・年末年始を除く）：10時～17時 |

|  |
| --- |
| **⑪ 社会福祉法人 済生会支部　大阪府済生会****ハンセン病回復者支援センター（大阪府）** |
| [**http://www.saiseikai.or.jp/facilities/f05/2700-0055/**](http://www.saiseikai.or.jp/facilities/f05/2700-0055/)　ハンセン病回復者の方の社会復帰や社会復帰後の生活面での支援に関する相談に応じています。

|  |
| --- |
| 相談方法等 |
| 電　話 | ０６－７５０６－９４２４ |
| メール | hansensoudan@osaka-saiseikai.jp |
| ファックス | ０６－７５０６－９４２５ |

 |
| 【開設時間】　平日：9時～17時（祝・年末年始を除く） |

|  |
| --- |
| **⑫ 大阪府医療相談コーナー** |
| [**http://www.pref.osaka.lg.jp/annai/madoguchi/detail.php?recid=406**](http://www.pref.osaka.lg.jp/annai/madoguchi/detail.php?recid=406)医療相談窓口では、医療に関する相談や医療機関を利用するにあたっての相談 などに中立的な立場で応じています。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 医療機関の所在地 | 保健所名等 | 相談方法等 |
| 池田市、箕面市、豊能町、　　能勢町 | 池田保健所 | 電話　０７２－７５１－２９９０ |
| 茨木市、摂津市、島本町 | 茨木保健所 | 電話　０７２－６２４－４６６８ |
| 守口市、門真市 | 守口保健所 | 電話　０６－６９９３－３１３１ |
| 四條畷市、交野市、大東市 | 四條畷保健所 | 電話　０７２－８７８－１０２１ |
| 松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市 | 藤井寺保健所 | 電話　０７２－９５５－４１８１ |
| 富田林市、大阪狭山市、河内長野市、河南町、太子町、千早赤阪村 | 富田林保健所 | 電話　０７２１－２３－２６８１ |
| 和泉市、高石市、泉大津市、忠岡町 | 和泉保健所 | 電話　０７２５－４１－１３４２ |
| 岸和田市、貝塚市 | 岸和田保健所 | 電話　０７２－４２２－５６８１ |
| 泉佐野市、泉南市、阪南市、田尻町、熊取町、岬町 | 泉佐野保健所 | 電話　０７２－４６２－７７０１ |
|  | 府庁別館 | 電話　０６－６９４１－０３５１（内線５００９） |

【開設時間】　月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）：9時～12時、13時～17時30分　※　相談にあたっては、医療機関の所在する保健所にまずはご相談下さい。　※　政令市（大阪市、堺市）・中核市（東大阪市、高槻市、豊中市、枚方市、　　　　　八尾市、寝屋川市、吹田市）に所在する医療機関については、各政令市・　　　中核市の保健所にご相談ください。 |

|  |
| --- |
| **⑬ 大阪府労働相談** |
| **https://roudou-soudan-center.pref.osaka.lg.jp/**　大阪府では、職場でのトラブルを防止するため、労働契約や労働条件に関する 問題、労働組合や団体交渉に関する問題、職場のハラスメント（セクハラ・パワ　　ハラなど）に関する問題、就業規則や人事労務管理に関する問題、労働者や使用者のみなさまからのさまざまな労働相談をお受けしています。**労働相談センター**

|  |
| --- |
| 相談方法等 |
| 電話 | ０６－６９４６－２６００（労働相談）０６－６９４６－２６０１（セクハラ・女性相談） |
| 面談 | 開設時間内に直接お越しください。（予約不要） |

　　※職員による相談は予約不要。弁護士・社会保険労務士への相談は、　　あらかじめ職員による相談を経た上で、事前予約により実施しています。　　※「セクハラ・女性相談電話」については、ご希望により女性相談員の　対応も可能です。【開設時間】　◇日常相談　　月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）：9時～12時15分　13時～18時　◇夜間相談　　木曜日（祝日の場合は翌日）：20時まで |

|  |
| --- |
| **⑭ 大阪府住宅相談室** |
| [**https://www.pref.osaka.lg.jp/jumachi/sodan/index.html**](https://www.pref.osaka.lg.jp/jumachi/sodan/index.html)　大阪府住宅相談室では、入居拒否・入居差別の相談を含め、住宅に関する様々な相談に対応しています。

|  |
| --- |
| 相談方法等 |
| 電話 | ０６－６９４４－８２６９ |

【開設時間】　月曜日～金曜日（土日祝・年末年始を除く）：9時～12時、13時～17時　※　このほか、身近な市町村で相談できる入居拒否・入居差別の相談窓口があります。　　　[**https://www.pref.osaka.lg.jp/jumachi/madoguchi/index.html**](https://www.pref.osaka.lg.jp/jumachi/madoguchi/index.html) |

|  |
| --- |
| **⑮ 大阪府教育センター すこやか教育相談** |
| **https://www.osaka-c.ed.jp/matters/consultation/sukoyaka/index.htm**　大阪府教育センター「すこやか教育相談」では、電話、Ｅメール、ＦＡＸ、　　　　ＬＩＮＥ[[1]](#footnote-1)による相談に応じて、相談者自ら問題の解決に向かうことができるよう支援を行っています。また、学校を通して依頼される面接相談によって学校と連携しての支援も行っています。**子どもからの相談（すこやかホットライン）**

|  |
| --- |
| 相談方法等 |
| 電話 | ０６－６６０７－７３６１ |
| メール | sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp |
| ファックス | ０６－６６０７－９８２６ |
| ＬＩＮＥ9 | 各学校に配付しているポスター・カードに掲載している「二次元コード」からアカウントを登録 |

**保護者からの相談（さわやかホットライン）**

|  |
| --- |
| 相談方法等 |
| 電話 | ０６－６６０７－７３６２ |
| メール | sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp |
| ファックス | ０６－６６０７－９８２６ |

 |
| **教職員からの相談（しなやかホットライン）**

|  |
| --- |
| 相談方法等 |
| 電話 | ０６－６６０７－７３６３ |
| メール | sinayaka@edu.osaka-c.ed.jp |
| ファックス | ０６－６６０７－９８２６ |

【開設時間】　◇電話相談　月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）：9時30分～17時30分　　　　　　　※　平日の相談時間以外や土、日、祝日は24時間対応「すこやか　教育相談24」をご利用ください。　　　　　　　　　　（電話：０１２０－０－７８３１０）　◇メール相談・ファックス相談　　24時間（但し、回答は後日）　◇面接相談　月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）：９時30分～17時30分　　　　　　　※　学校を通して事前の電話予約が必要です。　　　　　　※　電話　０６－６６９２－１８８２（内線２５０）◇LINE相談　日曜日～木曜日と特設日：19時～22時（受付は21時30分まで） |

**★人権相談機関ネットワークについて★**

大阪府は、府内で人権に関する相談を受けている相談機関のネット

ワークを構築し、相互の連携・協働を図っています（運営を一般財団法人大阪府人権協会に委託）。

差別に関する相談に対応する機関も多数加盟しています。

加盟機関の情報は、以下のＵＲＬからご確認いただけます。

[**http://www.jinken-osaka.jp/entrustment/network.html**](http://www.jinken-osaka.jp/entrustment/network.html)

**（２）裁判外紛争解決機関**

|  |
| --- |
| **① 公益社団法人 民間総合調停センター** |
| **https://minkanchotei.or.jp/**　民間総合調停センターは、各種専門家団体（※）、経済団体、消費者団体、自治体等が運営に参画している総合型（ワンストップ）の裁判外紛争解決機関であり、法務大臣の認証を受けた認証紛争解決機関（平成21（2009）年9月14日認証・認証番号第43号）となります。　また、本センターは、司法関係者にとどまらず、紛争の内容に応じ、それぞれの分野の専門家を和解あっせん人、仲裁人として関与することにより、より公正、　　迅速、低費用で解決を得られることを目指しています。　本センターでは、オンラインでの期日参加が可能です。ズームもしくはスカイプを利用しての期日参加が可能となり、遠方であっても申立てが可能となります。（※）各種専門家団体：大阪弁護士会、大阪司法書士会、大阪土地家屋調査士会、（一社）大阪府宅地建物取引業協会、（公社）全日本不動産協会大阪府本部、（公社）大阪社会福祉士会、（一社）大阪府建築士事務所協会、日本公認会計士協会近畿会、大阪府社会保険労務士会、（公社）大阪府建築士会、（公社）大阪府不動産鑑定士協会、近畿税理士会、大阪府臨床心理士会、（一社）大阪府マンション管理士会（注）上記団体名中「（公社）」は公益社団法人の略、「（一社）」は一般社団法人の略

|  |
| --- |
| 概要 |
| 取扱手続 | 裁判外紛争解決手続（ＡＤＲ）の実施（どちらの手続きも非公開で　　開催）（1）和解あっせん手続和解あっせん人３名（最低１名は弁護士）が、当事者双方から紛争の経緯や意向を聴取し、和解案を提示するなどして、双方の合意に　よる解決を目指す手続です。あくまで当事者同士の話し合いによった解決を目指す制度で、　和解あっせん人が解決案を提示することもありますが、拘束されるわけではなく拒否することができます（その結果、「和解不成立」、　「不調」となります。）。　※ ただし、当事者同士の話し合いとなるため、相手方が話し合いに応じない場合は、紛争の経緯等を聴取せずに、手続き終了となり |

 |
|

|  |  |
| --- | --- |
|  | 　 ます。（2）仲裁手続仲裁人３名（最低１名は弁護士）が、当事者双方から紛争の経緯を聴取し、証拠等の提出を受けた上で、仲裁判断という形で解決方法を示す手続です。　　申立てをするためには、当事者双方が書面で仲裁手続を行うことについて合意（仲裁合意）することが必要です。仲裁判断は裁判の　判決と同じ効力があり、当事者は拒否することができません。　　　また、控訴や上告等の不服申立の制度はなく、仲裁判断がなされた事件について、裁判を起こすことはできなくなります。 |
| 対象事案 | 　民事紛争一般から以下の紛争を中心に、民事上の紛争であれば　　取り扱います。 不法行為関係（自動車事故、自転車事故、ペット）、不動産関係　　　（賃貸借、敷金返還）、特定の紛争（医療関係、建築関係）、相隣　　　関係（土地境界線・迷惑行為）、家族関係（相続・離婚）、金融商品関係（銀行取引、証券、信託、生命保険、損害保険、共済）等 |
| 手数料 | ① 申立てのときの手数料【申立手数料】　１件　10,000円（なお、当事者が複数の場合は、増額することがあります。）※ただし、相手方が手続きに応じなかった際は、7,000円をご返金いたします。※災害ＡＤＲの場合には、申立手数料を免除する場合もあります。② 解決したときの手数料【成立手数料】　15,000円～　 以下のとおり、紛争解決額に応じた成立手数料を納付いただき ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 紛争解決額 | 標準額 |
| 　　0円以上 ～ 100万円未満100万円以上　～　 200万円未満200万円以上　～　 500万円未満500万円以上　～ 1,000万円未満 | 15,000円20,000円30,000円50,000円 |

　 事案により、成立手数料を30％の範囲で増減する場合があります。　 紛争解決額が1,000万円以上の場合は、お問い合わせください。 |

 |
|

|  |  |
| --- | --- |
|  | ③ 鑑定、出張等の費用　 事件の審理のため必要な鑑定費用、交通費等の実費、日当等の全額は、当事者双方又は一方当事者の負担とします。　 あっせん人又は仲裁人が、鑑定を求め、又は出張する場合は、　　　これに同意した当事者は、鑑定費用、交通費等の実費、日当等の　　　費用を本センターに現金で予納しなければなりません。 |
| ア　クセス等 | （１）所在地等　住所：〒530-0047　　　　　大阪府大阪市北区西天満一丁目12番5号　　　　　大阪弁護士会館1階　　　　　「公益社団法人 民間総合調停センター」　アクセス：京阪中之島線「なにわ橋」駅下車徒歩約5分　　　　　　大阪メトロ・京阪「淀屋橋」駅下車徒歩約10分　　　　　　大阪メトロ・京阪「北浜」駅下車徒歩約7分　電話：０６－６３６４－７６４４　定休日：土・日曜日、祝日　ＵＲＬ：https://minkanchotei.or.jp/（２）申立方法　　申立書等の必要書類を民間総合調停センター宛に郵送又は持参により提出し、受理されれば、手続を開始いたします。申立書等の必要書類の詳細は、当センターホームページを参照してください。（３）申立補助　　当センターは、法律相談は行っておりませんが、当センターへの　申立てを検討し、又は希望する方に対し、「申立補助制度」と称して、手続の概要の説明、申立てに関する助言及び申立書作成方法の指導等を行っています。これは、毎週火曜日・金曜日午後1時から3時に、事前予約制で　　実施しており、弁護士または司法書士のいずれか１名とその他の　専門士業団体等の専門家1名の2名一組が受付担当員として対応　するものです。 |

 |

|  |
| --- |
| **② 個別労使紛争解決支援制度（大阪府）** |
| https://roudou-soudan-center.pref.osaka.lg.jp/labor-consultation/　大阪府では、労働相談センターと大阪府労働委員会が連携して、個別労使紛争の 解決を支援しています。　雇用形態の多様化が進む中、大阪府では個別労使紛争（労働条件その他労働　　関係に関する事項についての個々の労働者と使用者との間の紛争）について、　　情報提供、相談に加え、労働相談センターと大阪府労働委員会の連携による　　　「調整」「あっせん」の制度を設け、紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を支援しています。

|  |
| --- |
| 概要 |
| ｢調整｣、｢あっせん｣とは | 紛争当事者である個々の労働者と使用者との間に入り、当事者双方の事情を聴取し、問題点を整理した上で、相互の譲り合いによる実情に即した紛争の解決を支援するものです。・「調整」…労働相談センターの「調整員」（職員）により実施します。・「あっせん」… 大阪府労働委員会の「あっせん員」により実施します。※「あっせん」は、高度な専門性が必要で「調整」では解決が難しい場合やその他必要な場合に実施します。 |
| 対象事案 | 労働相談センターに労働相談があった個別労使紛争事案のうち、当該　紛争当事者による自主的な解決努力にもかかわらず解決が困難なものです。 |
| 対象者 | 大阪府内に所在する事業所の労働者及び使用者です。 |
| 留意点 | １．この制度は、行政が公正・中立な立場で、紛争解決を支援するもので、当事者一方の立場を代理することや、指導・監督権限をもって行うものではありません。２．この制度を利用するに当たっては、事前に労働相談を受けていただく必要があり、原則として、相談者自身が、一定の取り組み（相手方への働きかけ等）を行ったにもかかわらず、当事者間では解決困難な紛争状態にある場合に実施するものです。 |
| 申請の方　法 | 労働相談センターに備えている申請書（個別労使紛争処理申請書）に必要事項を記載してください。 |
| 問合せ | （労働環境課　労働相談センター）０６－６９４６－２６００ |

 |

1. ＬＩＮＥ株式会社が開発・提供するソーシャル・ネットワーキング・サービス（ＳＮＳ）のソフトウェアの名称 [↑](#footnote-ref-1)